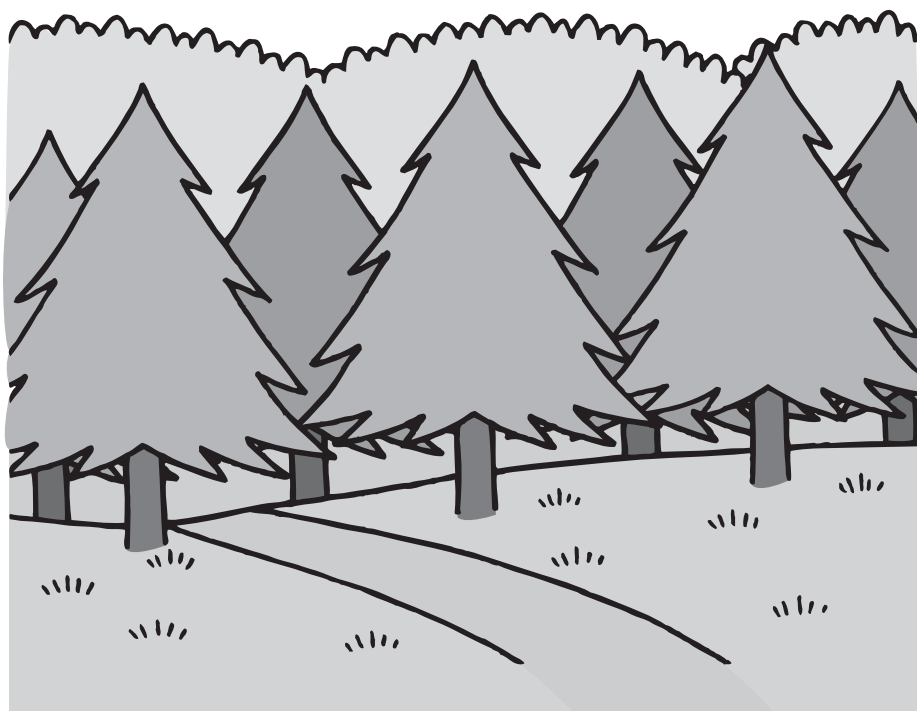


政府調達における木材・木材製品の 合法性等の確保について

持続可能な森林の管理と木材・木材製品の
より良い生産、流通及び消費のために



平成18年4月
(社)全国木材組合連合会

政府調達の対象となる木材・木材製品には、合法性等の証明が必要となります。

【総論】

- 政府は、政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性や持続可能性が証明されたものを優先する措置を平成18年4月から導入しました。

【定義】

- 「合法性」は政府調達の対象物品とするための「判断の基準」(要件)、「持続可能性」はさらに配慮することが望ましい「配慮事項」として位置付けられます。

【合法性等の定義(概要)】

合法性：森林関係法令上合法的に伐採されたものであること。
持続可能性：持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【対象品目】

- 次の5分野の木材・木材製品が今回の措置の対象です。

【対象品目(概要)】

- ①紙類（例：フォーム用紙、印刷用紙等）
- ②文具類（例：事務用封筒、ノート等）
- ③機器類（例：いす、机、棚等）
- ④ベッドフレーム
- ⑤公共工事資材（例：製材、集成材、合板、単板積層材等）

※品目の詳細については、環境省ホームページに掲載されている「グリーン購入法」の「基本方針」を参照してください。

【対象機関】

- 我が国の公的部門を広く対象としています。

【対象機関(概要)】

- 中央省庁、国会、裁判所、独立行政法人等
〔努力義務〕：都道府県、市町村及び地方独立行政法人

証明にはどのように取り組めばよいのでしょうか？

- 木材・木材製品の合法性等の証明については、関係する事業者の方々に自主的に取り組んでいただくこととしており、林野庁作成の「ガイドライン」において、3つの証明方法を例示しています。

【証明方法(例示)】

- ①森林認証（例：SGEC・FSC等）を活用する方法
- ②業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法
- ③事業者独自の取組による方法

※証明方法の詳細については、林野庁ホームページに掲載されている「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」等を参照してください。

《証明方法(例示)の概要》

(1) 森林認証を活用する方法

- ・森林認証^(※1)（SGEC^(※2)・FSC^(※3)等）の認証マークにより証明する方法です。

(※1) 森林を第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入することができるようにする民間主体の制度。

(※2) SGEC:Sustainable Green Ecosystem Council
（『緑の循環』認証会議）

(※3) FSC:Forest Stewardship Council
（国際的な森林認証団体）

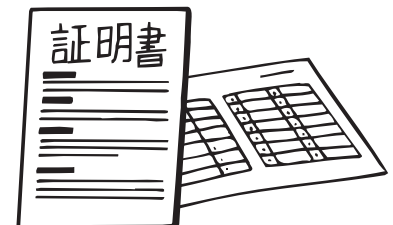


(2) 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法

- ・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別の事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」^(※4)を次の段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖を形成するものです^(※5)。

(※4) 合法性等証明書の作成については、簡素化のため、既存の伝票等を利活用していただいても結構です。

(※5) 合法性等の証明を求めるものであり、「原産地証明」とは別の取組です。



(3) 事業者独自の取組による方法

- ・個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で^(※6)証明する方法です。

(※6) この方法は多様なものが想定されますが、(2)の方法と同程度の信頼性が確保されるよう取り組む必要があります。

なぜ我が国が木材・木材製品の合法性等の確保に取り組むことが必要なのでしょう。

- 海外における森林の違法な伐採^(※1)については、世界における森林の減少・劣化の原因の一つであると考えられています。
(※1)違法伐採の定義については、国際的にも明確に確立された定義はありませんが、一般的には、「それぞれの国の法令に違反して行われる森林の伐採」であるとされています。
- 現在、我が国における国内木材供給の約8割は輸入材となっており、このような違法伐採問題は、産地国における森林の減少・劣化や当該国の政府収入の損失となるばかりでなく、安価な違法伐採材が世界に輸出され、我が国のような輸入国の国内林業・木材産業にも悪影響を与えるおそれがあります。
- このため、我が国は、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的考え方に立ち、木材の追跡技術の開発などを通じた違法伐採対策を諸外国と協力しながら実施してきましたが、平成17年7月のG8サミットでの議論を踏まえ、今回の措置を導入することとしたものです。
- 今回の措置は、木材・木材製品の合法性等の確保についての、いわば「第一歩」であり、今後、供給者、需要者双方の理解を得て、幅広く普及されることが期待されています。

《林野庁の証明方法に関するガイドライン》

林野庁HPアドレス：<http://www.rinya.maff.go.jp/index.html>

《グリーン購入法基本方針》

環境省HPアドレス：<http://www.env.go.jp>

《（社）全国木材組合連合会》

〒100-0014 東京都千代田永田町2-4-3 永田町ビル 6F

HPアドレス：<http://www.zenmoku.jp>